

## 組合からの重要なお知らせ

# 平成25年4月分(5/17引落し分)から 保険料が変わります

本組合は平成7年度から18年間、保険料を据え置いてきましたが、医療給付費の増大や、国庫補助金の削減、平成20年度から後期高齢者医療制度が導入された後は、後期高齢者支援金をはじめとした高齢者医療制度に関わる拠出金が組合の財政を大きく圧迫してきました。これまで積立金を取り崩しながら運営してきたものの、平成24年度の決算見込では約2億円の実質収支の赤字が見込まれており、国保問題特別検討委員会や理事会、組合会で慎重に審議を重ねた結果、平成25年度から保険料の引き上げをお願いすることになりました。

加入者の皆様の健康な生活を支える組合の安定的な運営のため、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

従 来	平成25年4月分 (5/17引落し)～
1人/月額	1人/月額
第1種組合員 (事業主) 16,000円	第1種組合員 (事業主) 19,000円
第2種組合員 (薬剤師従業員) 16,000円	第2種組合員 (薬剤師従業員) 17,000円
第3種組合員 (非薬剤師従業員) 15,000円	第3種組合員 (非薬剤師従業員) 16,000円
家 族 6,500円	家 族 9,000円
※上記保険料には、後期高齢者支援金分 として <u>3,000円</u> が含まれます。	※上記保険料には、後期高齢者支援金分 として <u>4,000円</u> が含まれます。
介護保険料 (40歳以上65歳未満) 3,000円	介護保険料 (40歳以上65歳未満) 4,000円

※第4種組合員(75歳以上組合員)の保険料については、月額1,000円では変更はありません。

※組合員の皆様には、5月初旬に4月分(5/17引落し)の『保険料納額告知書』を郵送し、保険料額をお知らせ致します。  
(保険料を事業所口座から引き落としている方は事業所宛に送付させていただきます。)